

発委第2号

令和5年3月22日

北栄町議会議長 津川俊仁様

提出者 北栄町議会総務教育常任委員会
委員長 町田貴子

学校給食の無償化を国に求める意見書の提出について

地方自治法第109条第6項及び第7項並びに北栄町議会会議規則第14条第3項の規定により、上記の議案を提出します。

理由

公教育の機会均等の立場から、子ども達の健全な食生活の確立と健やかな発達が国の責任により保障されるべきであるため。

学校給食の無償化を国に求める意見書

貧困と格差が広がる中、コロナ禍と物価高騰が子育て家庭の家計を直撃している。日本の将来にとって、子どもを産み育てる環境を整備し、人口減少対策を講じて、義務教育の期間に係る負担を軽減しなければならないことは喫緊の課題である。

こうした中、全国で何らかの食材費の補助をしている自治体が広がり、鳥取県においても若桜町、智頭町、大山町、日野町、江府町で完全無償化が始まった。

子どもの食をめぐる状況は、成長・発達の重要な時期にも関わらず、栄養摂取の偏り、朝食の欠食、肥満ややせの増加など、問題は多様化、深刻化してきている。

地域を理解する事や食文化の継承、自然の恵みなどを理解するうえで、食は重要な教材である。学校給食は食教育の「生きた教材・食の教科書」として、学校教育法でも教育活動の一環に位置付けられている。

公教育の機会均等の立場からも、居住する地域によって教育負担に著しい格差を生じさせることなく、すべての小・中学校で学校給食を実施し、給食費を無料にすることが求められている。

子どもたちの健全な食生活の確立のため食育が重要な役割を果たすことを踏まえ、また健やかな発達を保障するためにも義務教育における学校給食費の無償化が強く求められている。

よって、国においては学校給食費の無償化を実現するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年3月22日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

衆議院議長	参議院議長	
内閣総理大臣	財務大臣	文部科学大臣